

耐震改修等補助金申請の流れ

順番	内容	所要日数
①	<p>申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が申請書を記入し、必要書類を添付の上、市役所へ提出してください。 書類提出は、代理人でも可能です。 申請者及び所有者が岩倉市外在住の場合は、居住地における「市税等を完納している証明書」も添付が必要です。 所有者が複数の場合は、同意書を添付の上、代表者が申請してください。 <p>※毎年1月1日から3月31日までは受付していません。</p>	約2週間
②	<p>交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所から交付決定通知書が郵送されます。 	
③	<p>工事業者と契約</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず②の交付決定通知書が届いてから業者と契約してください。契約日が②の日付以降である必要があります。 契約者は、必ず申請者名義としてください。 	
④	<p>工事着手</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書に添付された見積書の金額や業者等の変更が生じる場合は、別途手続きが必要となるため、事前に市役所へご連絡をお願いします。 	
⑤	<p>中間検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所が補強状況を確認するので、補強設備の設置が概ね終わったら都市整備課へ日程調整の連絡をしてください。 解体工事の場合、中間検査はありません。 	
⑥	<p>工事完了</p>	
⑦	<p>工事代金の支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事業者に工事代金を支払ってください。 工事業者に申請者名義で領収書を作成してもらってください。 	約1か月
⑧	<p>完了実績報告書、請求書、住宅耐震改修証明申請書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ②に同封されていた完了実績報告書に必要書類を添付し、請求書と住宅耐震改修証明申請書と併せて市役所に提出してください。 解体工事の場合は、住宅耐震改修証明申請書は不要です。 工事が完了してから30日以内か申請した年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出してください。 	
⑨	<p>確認通知書、住宅耐震改修証明書の到着</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所から確認通知書と⑧で提出していただいた住宅耐震改修証明申請書に公印を押印したものが郵送されます。 住宅耐震改修証明書は、確定申告の際に必要となりますので保管してください。 	
⑩	<p>入金の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧を提出してから約1か月で指定の口座に入金しますので、確認してください。 	

※所要日数は、目安です。混雑具合により変わります。

※必要書類等詳細は、お問い合わせください。

問合せ先	岩倉市都市整備課計画営繕グループ
電話	0587-38-5814